DATE SHINKIN BANK

REPORT 2018

2017.4.1 ››› 2018.3.31

■長流川橋（おさるがわばし）
伊達市長和町の長流川に架かる、高速道路に架かる橋としては日本最長（1,772.5m）の橋梁。

DATE 伊達信用金庫

ごあいさつ

理事長　舘崎雄二

盛夏の候　皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜わりまして、心よりお礼申し上げます。

ここに、第69期事業年度の事業概要と決算の状況についてご報告申し上げます。

平成29年度のわが国経済は、大手企業や都市部を中心に緩やかな景気の回復基調が続いているものの、少子高齢化にともなう人口減少の影響や慢性的な人手不足等により、中小企業や地方においては、依然として厳しい状況が続いております。

当金庫の主要な営業地域である西胆振地方におきましても、インバウンド効果等による外国人観光客の増加は見られるものの、人口、中小企業数の減少や後継者問題等の課題を抱えており、地域経済は停滞感が強く、景気回復を実感できていないのが実情であります。

また、金融機関を取り巻く経営環境は、平成28年2月から始まった日本銀行のマイナス金利政策の影響等を受け、資金運用利回りの低下にともなう利鞘の縮小により、収益力の低下を余儀なくされているところであります。

こうした中、平成27年度からスタートした中期計画「だてしんスクラム強化3か年計画」では、「顧客対応断トツ」をスローガンに、信用金庫の強みであるface to faceによる営業活動等を通じ、お取引先との強固な信頼関係を構築し、「良き相談相手」となることを目指してまいりました。また、当金庫は、お取引先との積極的なコミュニケーションを図り、お取引先や地域が抱える課題を把握するとともに、課題解決に向けた的確な助言、提案および支援を積極的に行ってまいりました。

この結果、平成29年度の当期純利益は、市場金利の低下にともない資金運用収益が減少したこと等から、前期比202百万円減少の554百万円となりました。また、自己資本比率は、積立金を原資として優先出資1,000百万円を消却したことから、前年度末比1.76ポイント低下したものの、15.12%の水準を確保いたしました。

当金庫は、厳しい金融環境の中、経営の健全性を維持するとともに、安定的な収益を確保し、着実に内部留保の蓄積を図ってまいりましたが、今後も引き続き、リスク管理態勢の強化および事業性融資を柱とする貸出金増強による収益力の強化が重要課題であると認識しております。収益力の強化を図るためには、お客様とのリレーション強化を図り、地域に根ざした事業活動を展開することで、盤石な営業基盤を構築することが不可欠であると考えております。

当金庫は、今後も引き続き、役職員の不断の努力と外部機関との連携強化等により、地域金融機関として金融仲介機能を十分に発揮するとともに、西胆振地方の活性化および創生に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

皆様におかれましては、引き続き当金庫へのご理解と変わらぬご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、さらなるご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

平成30年7月

Contents

ごあいさつ …… 1

Contents …… 2

伊達信用金庫の概要 …… 3

伊達信用金庫の1年 …… 5

事業概況 …… 7

総代会について …… 9

組織図・役員の紹介 …… 11

営業店・相談窓口・
店舗外キャッシュコーナーのご案内 …… 12

商品ラインナップ …… 13

伊達信用金庫のあゆみ …… 15

開示債権の状況 …… 16

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー） …… 17

中小企業の経営の改善及び
地域の活性化のための取組状況 …… 18

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み … 18

地域金融円滑化のための基本方針 …… 19

リスク管理態勢 …… 19

反社会的勢力に対する基本方針 …… 20

法令等遵守の態勢 …… 20

金融ADR制度への対応 …… 20

自己資本の充実の状況等について …… 21

資料編 …… 29

信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧 …… 39

経営理念　地域の皆様とともに、
地域社会の発展に貢献する。

基本方針　お客様と地域の豊かな明日を提案します。
お客様の期待と時代の要請に応えます。
知力･活力の高揚に努め、個性を発揮します。

当金庫スローガン　顧客対応断トツ

【営業基盤の強化】

当金庫は、「顧客対応断トツ」を合言葉に、お客様との強固なリレーションを構築し、営業基盤の強化を図っております。また、その実現に向けて、職員が生き生きと働けるよう「だてしん職場力」※を定義しております。

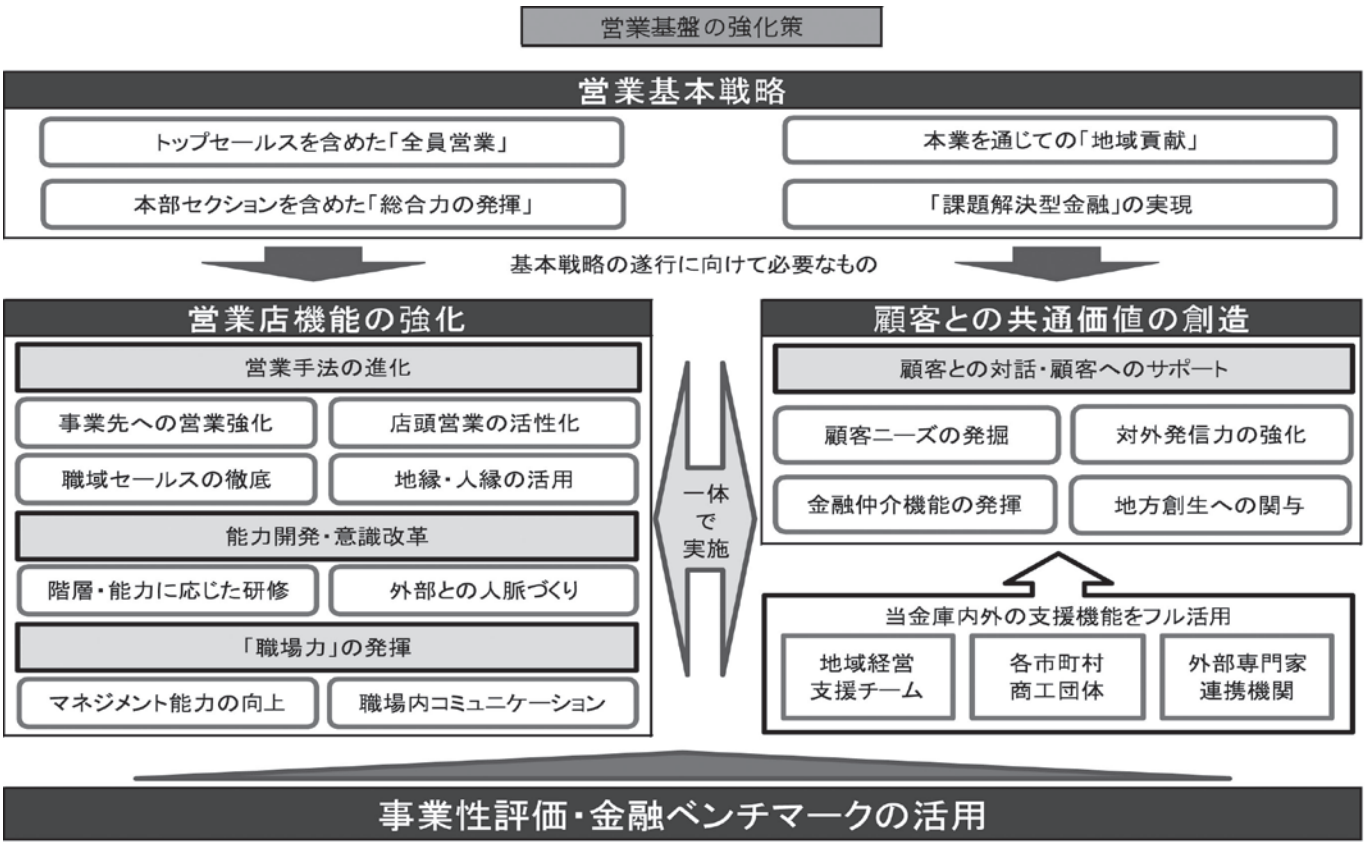

※【だてしん職場力】
各部門における管理職の強力なマネジメントにより職員一人一人が「働きやすい」と感じる職場環境を醸成し、上司、同僚、部下問わず相互に尊敬･信頼できる人間関係を構築することで、各部門が、ひいては金庫全体が一丸となって「顧客対応断トツ」を実現する総合力を発揮すること。

伊達信用金庫の概要（平成30年3月末現在）

本店所在地：〒052-8650
北海道伊達市梅本町39番地30
TEL：0142 - 23 - 3535
設立：昭和24年9月20日
常勤役職員数：113人
店舗数：12店舗
（本店、支店6、出張所5）
自動機設置台数：23台
総資産：1,640億88百万円
預金量：1,573億44百万円
融資量：551億85百万円
出資金：30億37百万円
会員数：11,947人

預金関連

個人のお客様を対象とした「だてしんポイント倶楽部」の推進により、総預金のうち、個人預金が占める割合は79.48%となっております。

なお、当金庫で年金をお受取りの皆様を対象とした年金優遇定期預金「すこやか」、退職金をお受取りの皆様を対象とした「退職者向け特別金利定期預金」をご提供しております。

また、当金庫は、西胆振1市3町の指定金融機関となっており、これら西胆振地方における預金シェアは56.83%を占めております。

※詳しくは、35頁をご参照ください。

伊達信用金庫が指定金融機関となっている地方自治体			
●伊達市	●洞爺湖町	●豊浦町	●壮瞥町

お客様のご預金・出資金について

預金積金残高	1,573億円
出資金	30億37百万円
会員数	11,947人

預金シェア

■店舗所在地預金シェア

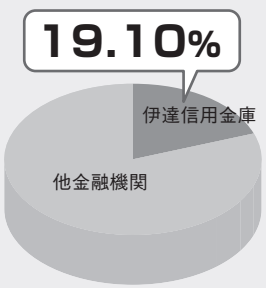

■西胆振地方預金シェア

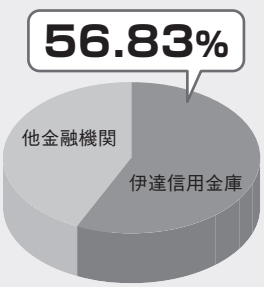

貸出金関連

【貸出金】

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地域経済の活性化および地域にお住まいの方々の暮らしに役立てるため、円滑な資金供給によりまして、地域のお客様や地域社会に還元しております。

西胆振地方における貸出金のシェアは54.70%となっております。

※詳しくは、36・37頁をご参照ください。

【貸出金以外の運用】

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、できる限り地域のお客様のための貸出により運用しておりますが、残りの資金は有価証券や預け金などで運用しております。

※詳しくは、38頁をご参照ください。

【支援サービス】

伊達信用金庫は、資金供給だけでなく、「地元の信用金庫」としてさまざまな形で西胆振地方の発展に向けた取組みを進めております。

※詳しくは、6頁をご参照ください。

お客様への貸出金について

貸出金残高	551億円
預金積金残高に対する貸出金残高の割合	35.07%

貸出金シェア

■店舗所在地貸出金シェア

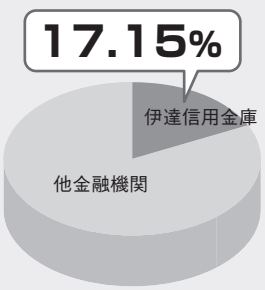

■西胆振地方貸出金シェア

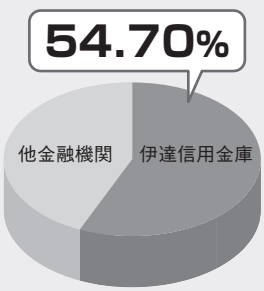

伊達信用金庫の1年

平成29年　4月	●伊達市商店会連合会の商店街公衆無線LAN「Wi−Fi」（ワイファイ）の運用開始
	●「第30回春一番伊達ハーフマラソン」への協賛およびボランティアへの役職員参加
	●ドキュメンタリー映像「Story ～地域を紡ぐ～」No1伊達信用金庫×ハンサム食堂　公開
5月	●伊達信用金庫役職員集会の開催（12月と年2回開催）
	●「第43回洞爺湖マラソン」ボランティアへの役職員参加
	●北海道中小企業家同友会西胆振支部との連携協定締結
6月	●Facebookページ開設
	●第68回通常総代会の開催
	●「信用金庫の日」に合わせたボランティア活動の実施（植栽および清掃）
	●「クオカード」プレゼント　住宅ローンキャンペーンの実施（～3/30）
	●地域農業を考える会（第4回）開催
	●「信用金庫保険窓販表彰制度」平準払型商品部門特別賞の受賞
7月	●日本政策金融公庫との創業支援研修開催
	●「目指せ一周＋ギネス!ぐるっと洞爺湖マイムマイム」への協賛および役職員参加
	●「第9回伊達おとこむちゃ祭り」への協賛および職員派遣
8月	●「北海道すぐれもんShopping!!」への参画
	●「第43回伊達武者まつり」への協賛および役職員参加ならびに同まつりTシャツ着用
	●「2017だてしんキッズ探検隊」京王幼稚園園児77名を対象に実施
9月	●北海道中小企業家同友会西胆振支部との合同研修実施
	●虻田支店、わしべつ支店および豊浦出張所にて夏休み自由研究こども作品展開催
	●「第30回北海道ツーデーマーチ」への役職員参加
	●高齢者に対する「ATM振込限度額」を0円に引き下げ
	●「2017だて食のフェスティバル」への後援および職員派遣
	●伊達市との包括連携協定を締結
10月	●「平成29年度≪旅≫友の会」催行～『世界文化遺産「富士山」眺望スポットと富士サファリパーク3日間』
11月	●「西いぶりアグリチャレンジ会議」（地域農業を考える会を改組）の設置
	●「遺言・相続」無料相談会の開催
12月	●洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町との包括連携協定を締結
平成30年　1月	●上光証券株式会社との顧客紹介業務の提携
	●イオン伊達店のATM稼働時間の延長
	●RESASを活用した政策立案ワークショップの開催
	●北海道胆振総合振興局職員（派遣研修）を受入れ
2月	●「第37回信用金庫PRコンクール」インターネット部門最優秀賞受賞
3月	●「だてしん相談プラザ」のリニューアルオープン
	●ホームページのリニューアル
	●平成30年度新入職員入庫式

TOPICS

■お客様向けサービス向上のための取組み

ローンキャンペーンの実施

ご好評につき平成29年度も、「カーライフプラン」「教育プラン」「住宅ローン」を対象とした、特別金利のキャンペーンを実施しました。

また、しんきん保証基金保証付住宅ローンをご成約の方で、同基金カードローンを契約されているお客様に、「クオカード」（500円相当）のプレゼントキャンペーンを実施しました。

Facebookページの開設

平成29年6月1日より、当金庫営業エリアにおける地域イベント等の情報や、当金庫の個人ローン商品をはじめとする各種キャンペーン商品等の情報発信ツールとしてFacebookページを開設してタイムリーに発信しております。

高齢者に対する「ATM振込限度額」の引き下げ

全国的に高齢者をターゲットとした振り込め詐欺による被害が多発しており、平成29年9月20日より一定年齢以上の高齢顧客に対するATM振込限度額を制限することで、振り込め詐欺被害の未然防止を図りました。

上光証券株式会社との業務提携

平成30年1月4日より、株式･投資信託･債券等による資産運用を希望する顧客のニーズに応えるため、専門的なノウハウ等を有する上光証券株式会社と提携し、顧客の資産運用、資産形成のサポートをしております。

イオン伊達店のATM稼働時間変更

平成30年1月15日より、お客様の利便性向上のためにイオン伊達店のATM終了時間を21時までに延長しました。

取引先支援に向けた取組み

■「北海道すぐれもんShopping!!」への参画

当金庫は、平成29年8月、お取引先の販路拡大を支援するため、株式会社北海道しんきん情報サービスが開設した通販サイト「北海道すぐれもんShopping!!」にパイロット金庫として参画しました。お取引先4先の一押し商品を掲載するだけでなく、当金庫とお取引先との関わりを動画として紹介しております。

■「だてしん相談プラザ」のリニューアルオープン

平成30年3月1日、本店東出張所内に設置している「だてしん相談プラザ」をリニューアルオープンしました。年金相談や各種ローン相談など、お客様がより落ち着いて、気軽に相談できる環境を心がけました。平成29年度の相談件数も延べ600件を超えており、お客様からも大変好評をいただいております。ご来店やお電話での問い合わせ等、お気軽にご相談ください。

地域活性化に向けた取組み

■包括連携協定の締結

当金庫は、平成29年9月に伊達市、同年12月に洞爺湖町、豊浦町および壮瞥町との間で、持続可能なまちづくりを担う人材の育成や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、包括連携協定を締結しました。引き続き官民一体となって、地域経済の活性化に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

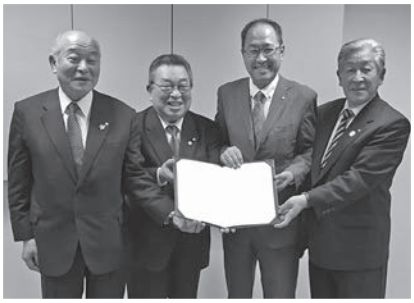

■農業の活性化に向けた取組み

当金庫は、平成29年1月に発足した「地域農業を考える会」を発展的に改組し、新たに「西いぶりアグリチャレンジ会議」を立ち上げました。農業者だけでなく、流通や商社、建設業など、広く地域の力を結集して活動する本会は、「より良い物を、より高い価格で」を合言葉に、地域全体の農業の活性化を目指しております。

当金庫の活性化に向けた取組み

■ホームページ（https://dateshin.jp/）のリニューアル

当金庫は、平成30年3月26日、ホームページを全面リニューアルしました。随所に役職員が笑顔でいきいきと業務に取組む写真を掲載し、お客様が当金庫をより身近に感じて、より親しみを持っていただけるホームページにしました。

平成29年度の事業概況

事業方針

当金庫は、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する。」を経営理念として掲げるとともに、これを実践するため、「お客様と地域の豊かな明日を提案します。」「お客様の期待と時代の要請に応えます。」「知力·活力の高揚に努め、個性を発揮します。」の3つの基本方針を定めております。

平成27年度からスタートした中期計画「だてしんスクラム強化3か年計画」では、「顧客対応断トツ」をスローガンに、信用金庫の強みである face to face による営業活動等を通じ、お取引先との強固な信頼関係を構築し、「良き相談相手」となることを目指しております。お取引先との積極的なコミュニケーションを図り、お取引先や地域が抱える課題を把握するとともに、課題解決に向けた的確な助言、提案および支援を行うこととしております。

当金庫は、今後も引き続き、役職員の不断の努力と外部機関との連携強化等により、地域金融機関として金融仲介機能を十分に発揮するとともに、西胆振地方の活性化および創生に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

金融経済環境

平成29年度のわが国経済は、大手企業や都市部を中心に緩やかな景気の回復基調が続いているものの、少子高齢化にともなう人口減少の影響や慢性的な人手不足等により、中小企業や地方においては、依然として厳しい状況が続いております。

また、当金庫の主要な営業地域である西胆振地方におきましても、インバウンド効果等による外国人観光客の増加は見られるものの、人口、中小企業数の減少や後継者問題等の課題を抱えており、地域経済は停滞感が強く、景気回復を実感できていないのが実情であります。

さらに、金融機関を取り巻く経営環境は、平成28年2月から始まった日本銀行のマイナス金利政策の影響等を受け、資金運用利回りの低下にともなう利鞘の縮小により、収益力の低下を余儀なくされているところであります。

業 績

■預金·貸出金

預金残高は、前年度末比266百万円（▲0.2%）減少の157,344百万円となりました。

人格別では、法人等が前年度末比576百万円（+1.8%）増加の31,966百万円となりました。一方、個人が前年度末比265百万円（▲0.2%）減少の115,609百万円、地方公共団体が同578百万円（▲5.6%）減少の9,768百万円となりました。

貸出金残高は、内勤職員および本部職員を含めた全員営業を通じ、カードローンの推進や消費者ローンキャンペーン等による営業基盤の拡充を図ったものの、地方公共団体向け融資の償還が大きかったことから、前年度末比97百万円（▲0.2%）減少の55,185百万円となりました。

人格別では、前述のとおり全員営業による個人ローンの推進強化を図った結果、個人が前年度末比275百万円(+2.1%)増加の13,543百万円、法人等も同66百万円（+0.3%）増加の26,016百万円となりました。一方、地方公共団体は前年度末比439百万円（▲2.7%）減少の15,625百万円となりました。

■損益等の状況

経常収益は、超低金利環境の継続により資金運用収益が減少したことに加え、貸倒引当金戻入益の減少等により、前期比181百万円減少の2,035百万円となりました。経常費用は、資金調達費用や経費の減少等により、同46百万円減少の1,467百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比134百万円減少の568百万円、当期純利益は同202百万円減少の554百万円となりました。

また、金融再生法に基づく不良債権額は、不良債権の回収が進んだことから、前年度末比389百万円減少の4,534百万円となりました。この結果、不良債権比率は同0.69ポイント改善して8.16%となりました。

■自己資本比率

自己資本比率は、積立金を原資として優先出資1,000百万円を消却したことから、前年度末比1.76ポイント低下したものの、15.12%の水準を確保いたしました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益（千円）	2,948,508	2,583,325	2,170,449	2,216,740	2,035,507
経常利益（千円）	1,231,329	777,837	433,778	702,841	568,039
当期純利益（千円）	1,143,996	775,887	419,032	757,836	554,868
出資総額（百万円）	3,056	3,053	3,051	3,043	3,037
普通出資額(百万円)	681	678	676	668	662
優先出資額(百万円)	2,375	2,375	2,375	2,375	1,875
その他の出資金(百万円)	—	—	—	—	500
普通出資に対する配当金（千円） （普通出資1口当たり配当金(円)）	6,789 (5)	6,783 (5)	6,749 (5)	6,677 (5)	6,615 (5)
優先出資に対する配当金（千円）	68,800	68,800	55,600	55,600	43,600
普通出資総口数（千口）	1,363	1,356	1,352	1,337	1,324
優先出資総口数（千口）	631	631	631	631	565
純資産額（百万円）	5,089	5,663	5,954	6,668	6,127
総資産額（百万円）	160,558	163,445	161,898	164,868	164,088
預金積金残高（百万円）	154,447	156,971	155,313	157,610	157,344
貸出金残高（百万円）	57,976	57,075	56,555	55,282	55,185
有価証券残高（百万円）	49,646	54,788	60,098	60,729	60,664
単体自己資本比率（%）	11.15	14.34	15.90	16.88	15.12
役員数（人） うち常勤役員数(人)	11 6	11 6	10 5	10 5	10 5
職員数（人）	126	124	116	110	108
会員数（人）	12,478	12,287	12,244	12,132	11,947

(注)平成29年7月31日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、平成29年度において1,000百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金500百万円をその他の出資金に振り替えております。

決算期後に生じた当金庫の状況に関する重要な事実

該当ございません。

当金庫の主要な事業の内容

1　預金及び定期積金の受入れ
2　資金の貸付け及び手形の割引
3　為替取引
4　上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
(1)債務の保証又は手形の引受け
(2)有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
(3)有価証券の貸付け
(4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得･譲渡に係る付随業務）
(6)短期社債等の取得又は譲渡
(7)次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人　等
(8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
(9)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(10)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(11)振替業
(12)両替
5　国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6　法律により信用金庫が営むことのできる業務
(1)保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
(2)高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
(3)電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

総代会について

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、意見箱の店頭設置や役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会のしくみ

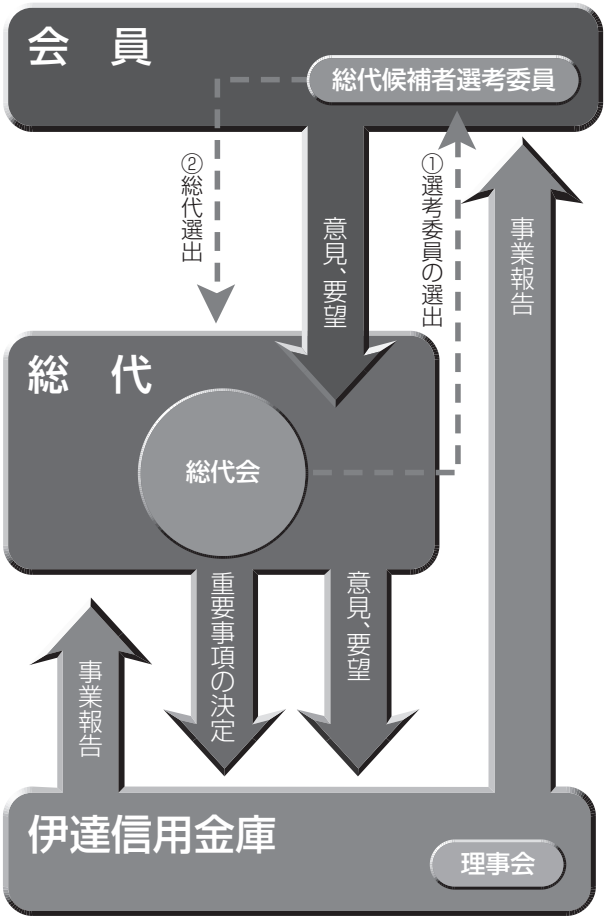

総代とその選任方法

1.総代の任期・定数

●総代の任期は3年です。

●総代の定数は、80人以上100人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、平成30年6月19日現在の総代数は99人で、会員数は11,947人（平成30年3月末）です。

2.総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

なお、総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

1 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

2 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

3 上記 2 により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(注)総代候補者選考基準

①資格要件
(1)当金庫の会員であること
(2)就任時点で70歳未満であること

②適格要件
(1)総代としてふさわしい見識を有していること
(2)良識をもって正しい判断ができること
(3)人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解していること
(4)事業者の場合は、経営内容が良好であること
(5)その他総代選考委員が適格と認めた方であること

総代構成グラフ（年齢・業種・職業別）

総代年齢別構成

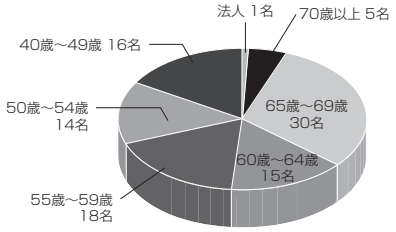

総代業種別構成

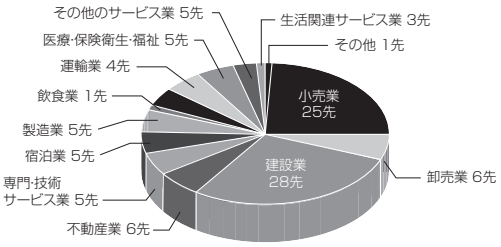

総代職業別構成

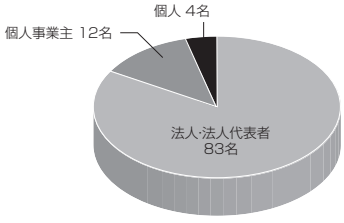

（平成30年6月19日第69回通常総代会終了時点）

総代が選任されるまでの流れ

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

会　員

選考委員

①総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任する。

総代候補者

②選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考する。

③総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

総代会

総　代

会員の総意を適正に反映するための制度

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

第69回通常総代会の開催

平成30年6月19日、第69回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

1 報告事項

第69期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2 決議事項

第1号議案　第69期剰余金処分案承認の件
第2号議案　会員の除名の件
第3号議案　定款の一部変更の件
第4号議案　会計監査人の選任の件

総代の氏名

（定数:100名　総数:99名）
(平成30年6月19日　第69回通常総代会終了時点)

※カッコ内は現総代数、氏名の後の数字は総代への就任回数　敬称略

伊達地区	定数44名(44名)
伊達市 網代町	大和田康夫 ⑥
〃	水上　真明 ①
有珠町	佐藤　篤 ③
梅本町	片岡　雄也 ④
〃	佐久間寛行 ④
〃	菅　俊治 ③
〃	中里　光成 ②
〃(会社)	宮崎　泰人 ③
〃	守谷　保夫 ③
大滝区	元谷　隆 ⑥
〃	横山　敏昭 ①
大　町	早瀬　芳宏 ⑦
北稀府町	山本　良三 ⑤
末永町	笹木　学 ⑤
〃	寿浅　雅俊 ⑥
〃	望月　孝一 ③
竹原町	大矢　大介 ①
〃	荻野　秀二 ⑤
館山下町	菊地　正一 ④
長和町	後藤　寛 ⑤
〃	三好　幸吉 ⑦
〃	山本　勇 ②
錦　町	小松　幸雄 ⑥
〃(支店)	㈱ダテハキ ⑪
舟岡町	太田　和実 ④
〃	木谷由紀男 ①
〃	菅　裕一 ⑦
〃	鈴木　敏則 ①
〃	寺島利紀夫 ⑦
〃	時田　由昭 ①
〃	福澤　祐一 ②
〃	山木　博孝 ②
松ヶ枝町	長野　雄二 ①
〃(会社)	牧野　康則 ⑧
元　町	小倉　拓 ①
〃	川南　忠士 ④
〃	小杉　芳昭 ④
〃	笹山　智市 ⑤
山下町	浅水　勝男 ③
〃	河原　文博 ⑤
〃(会社)	小熊　達也 ①
〃	斎藤光太郎 ③
〃	稀玉　晃司 ⑤
弄月町	須藤　正之 ①
壮瞥地区	**定数5名(5名)**
壮瞥町 壮瞥温泉	阿野　裕司 ①
〃	大野　悟 ⑩
滝之町	岩倉　光良 ⑤
〃	松浦　修 ⑧
〃	毛利　順一 ⑤
洞爺湖地区	**定数18名(18名)**
洞爺湖町 旭　町	千葉　薫 ②
旭　町	吉田　聡 ③
泉	鈴木　雅善 ②
入　江	市川　友義 ⑦
〃	片岡　一之 ①
大磯町	川又　範計 ⑤
栄　町	宍戸　秀徳 ②
〃	三好　健一 ①
高砂町	出店　正照 ①
洞爺湖温泉	大西　英生 ①
〃	来栖　正光 ⑤
〃	篠原　一 ③
〃	三橋　憲二 ②
洞爺町	五十嵐篤雄 ⑨
〃	高橋　哲也 ⑨
〃	傳　哲也 ⑨
〃	橋本志津男 ⑨
本　町	伊藤　善広 ⑤
豊浦地区	**定数7名(7名)**
豊浦町 大　岸	草野　善治 ⑨
〃	玉川　善晴 ⑨
海岸町	小坂　秀市 ⑦
幸　町	小川　晃司 ①
〃	髙橋　浩信 ⑦
船見町	金丸　孝 ⑦
礼文華	山下　圭一 ⑥
室蘭地区	**定数14名(14名)**
室蘭市 大沢町	髙橋　定良 ⑤
寿町(会社)	小山田享誌 ①
御前水町(会社)	松見　哲也 ①
祝津町	酒本　久也 ④
〃	福田　さとし ①
築地町(会社)	野村　孝義 ①
中島町	渡邊　栄一 ⑧
中島本町	小林　進 ③
仲町(会社)	内山　道 ①
水元町	及川　隆 ②
宮の森町	高井　智志 ⑧
〃	山口　順也 ①
山手町	大平　則夫 ③
輪西町	早坂　浩司 ③
登別地区	**定数12名(11名)**
白老町 虎杖浜	松田　幸男 ④
登別市 柏木町	尾張　健一 ②
片倉町	山地　勝彦 ⑦
常盤町	横尾　逸郎 ④
富浦町	宇佐美正勝 ①
富岸町	小林　貴秀 ②
登別東町	成田　光男 ④
美園町(会社)	山下　正純 ④
若草町	倉見　忠人 ①
〃	佐藤　芳政 ⑤
鷲別町	峰田　謙二 ④

組織図・役員の紹介

平成30年6月末現在

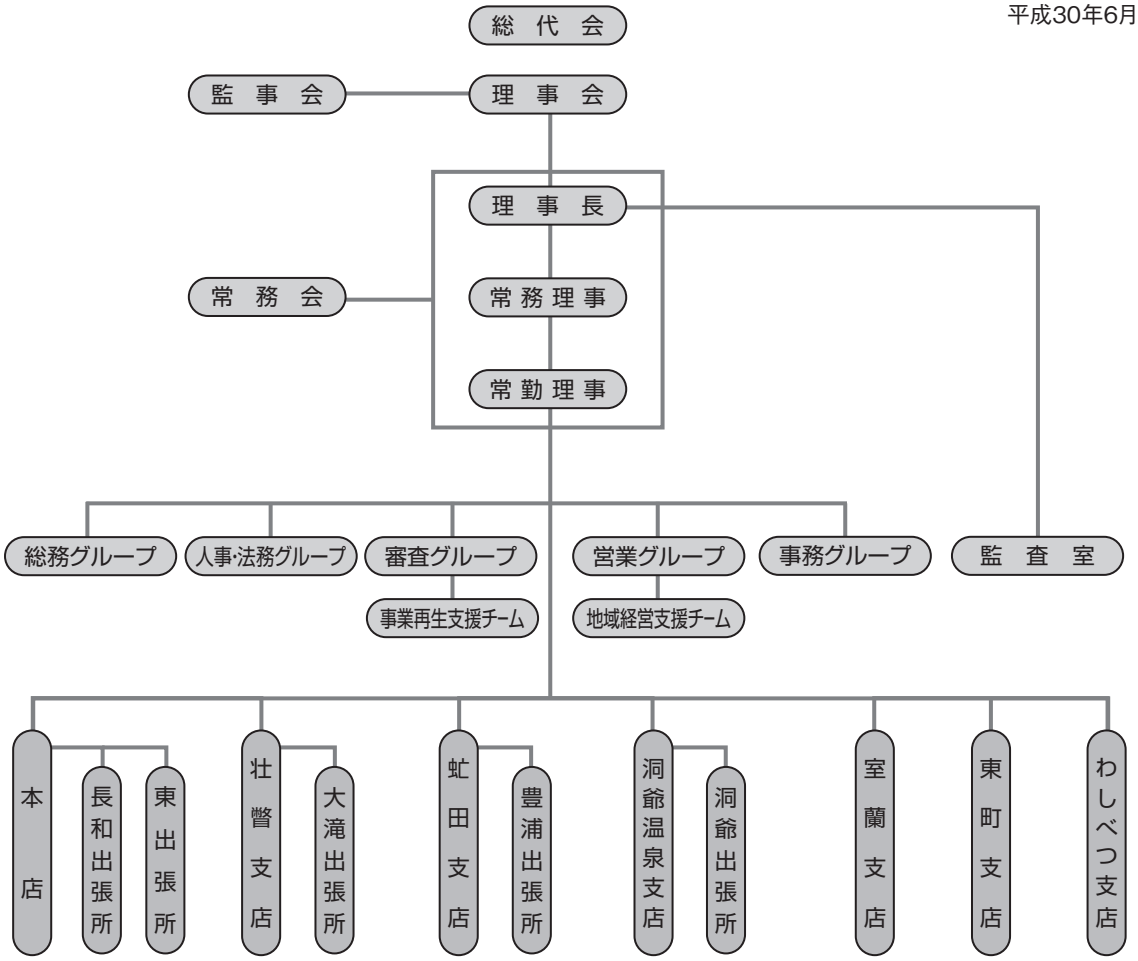

役員の紹介

平成30年6月末現在

理事長	（代表理事）	舘崎 雄二
常務理事	（代表理事）	熊谷 賢次
常勤理事		梶川 仁 (※1)
常勤理事		鈴木 誠 (※1)
理事		栗本 茂生 (※1)
理事		斎藤 正史 (※1)
理事		三浦 和則 (※1)
理事		平口 泰章 (※1)
常勤監事		千田 光一 (※2)
監事		楠本 哲朗 (※2)

(※1)理事　梶川　仁、鈴木　誠、栗本　茂生、斎藤　正史、三浦　和則、平口　泰章は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2)監事　千田　光一、楠本　哲朗は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

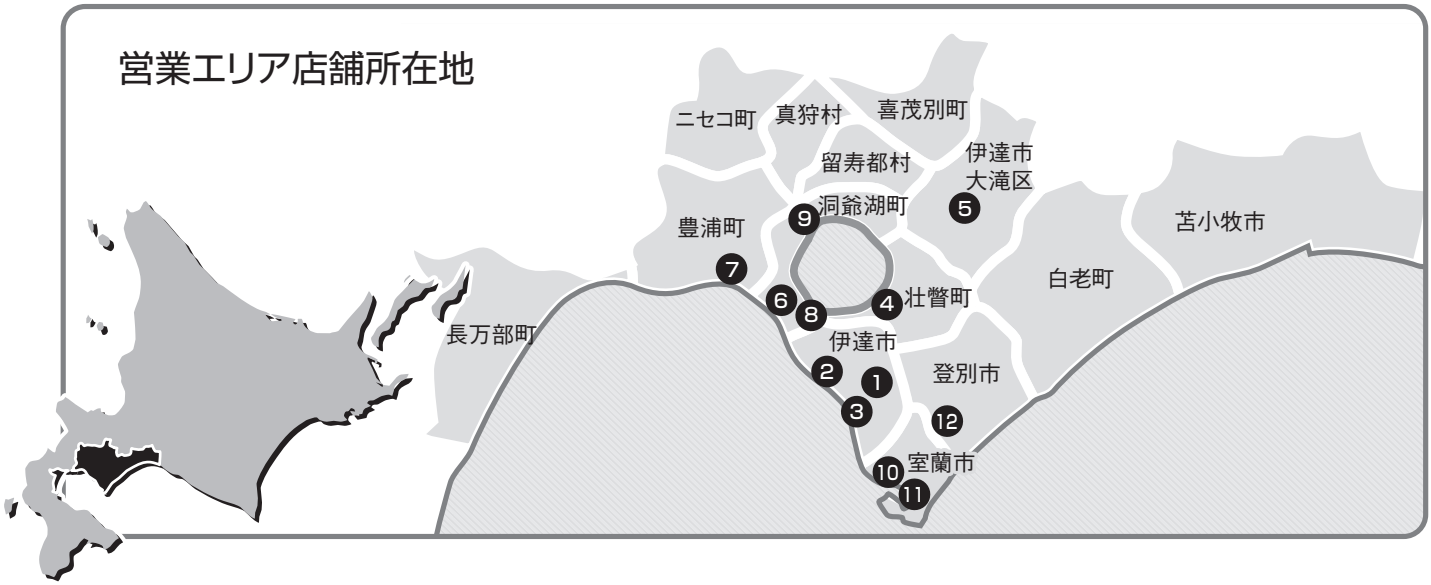

営業店・相談窓口

（平成30年6月末現在）

店舗名	所在地	電話番号	キャッシュコーナーの営業時間 入出金 平日	キャッシュコーナーの営業時間 入出金 土日祝	カード振込	現金振込	通帳繰越	定期解約
❶ 本　店	伊達市梅本町39番地30	0142-23-3535	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
❷ 本店 長和出張所	伊達市長和町459番地14	0142-23-1711	9:00～17:00	—	○	○	○	○
❸ 本店 東出張所	伊達市舟岡町158番地11	0142-25-5757	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
❹ 壮瞥支店	有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7	0142-66-2525	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
❺ 壮瞥支店 大滝出張所	伊達市大滝区本町85番地	0142-68-6234	9:00～17:00	—	○	○	○	○
❻ 虻田支店	虻田郡洞爺湖町旭町5番地16	0142-76-2245	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
❼ 虻田支店 豊浦出張所	虻田郡豊浦町字幸町15番地	0142-83-2525	9:00～17:00	9:00～17:00	○	○	○	○
❽ 洞爺温泉支店	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉129番地1	0142-75-2261	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
❾ 洞爺温泉支店 洞爺出張所	虻田郡洞爺湖町洞爺町100番地	0142-82-5331	9:00～17:00	9:00～17:00	○	○	○	○
❿ 室蘭支店	室蘭市中島町1丁目29番1号	0143-44-8731	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
⓫ 東町支店	室蘭市東町2丁目16番6号	0143-43-8001	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
⓬ わしべつ支店	登別市美園町4丁目23番地3	0143-86-5711	8:45～19:00	9:00～17:00	○	○	○	○
だてしん相談プラザ	伊達市舟岡町158番地11　本店東出張所内　☎0120-127771							
地域経営支援チーム	伊達市梅本町39番地30　TEL.0142-23-3537							
事業再生支援チーム	伊達市梅本町39番地30　TEL.0142-23-3538							

店舗外キャッシュコーナー

（平成30年6月末現在）

店舗名	所在地	入出金 平日	入出金 土日祝	カード振込	現金振込	通帳繰越	定期解約
伊達駅前キャッシュコーナー	伊達市山下町54番地1	9:00～17:00	—	○	—	○	○
イオン伊達店キャッシュコーナー	伊達市末永町8番地1	9:00～21:00	9:00～21:00	○	—	○	○
ウロコ末永店キャッシュコーナー	伊達市末永町49番地	10:00～19:00	10:00～17:00	○	—	○	○
ウロコ虻田店キャッシュコーナー	虻田郡洞爺湖町高砂町19番地	9:00～19:00	9:00～17:00	○	—	○	○

※イオン伊達店、ウロコ末永店、ウロコ虻田店については店舗休業日は休止となります。

マネープランの充実に
だてしん商品ラインナップ

就職　結婚

	シングル	カップル
ためる ふやす	**普通預金** お手軽に出し入れができ、おサイフ代わりにご利用いただけます。公共料金等の自動支払や各種クレジットの決済口座としてご利用いただけます。 **総合口座** 1冊の通帳に普通預金と定期性預金がセットでき、貯める、支払う、受取る、借りる（定期預金・定期積金合計額の90%、最高500万円までご利用いただけます。）の機能を備えた便利な口座です。 **ATM定期** ATMでいつでも定期預金のお預け入れができます。個人のお客様には利率が0.01%上乗せされます。（本・支店のATMでお取扱いいたします。）	**スーパー定期預金** 多様化する資金運用にお応えでき、確定利回りで安心です。個人のお客様には有利な半年複利タイプもあります。 **変動金利定期預金** 半年ごとに金利が見直しされる変動金利預金です。個人のお客様には有利な半年複利タイプもあります。
かりる	**コスモスカードローン** お使いみちは自由で、ATM専用の便利なカード式ローンです。当金庫ホームページより、ご来店不要のお手続きも可能です。 **きゃっするII** お使いみちは自由で、ATM専用の便利なカード式ローンです。最大900万円までご融資可能です。 **カーライフプラン** マイカーの購入・買替に最適なローンです。当金庫ホームページより、ご来店不要のお手続きも可能です。 だてしん 新車・中古車・バイク購入費用 カー用品購入・車検・修理費用 他社マイカーローンお借り換え カーライフプラン 年1.41%	**住宅ローン**（しんきん保証基金保証付） 住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。 融資金額 8,000万円以内　融資期間 35年以内 **ベスト住宅ローン**（全国保証保証付） 住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。 融資金額 1億円以内　融資期間 35年以内 **かんたん住宅ローン** お手続きが簡単な住宅ローンです。住宅の新築・購入・増改築・借換資金にご利用ください。 融資金額 3,000万円以内　融資期間 30年以内 **無担保住宅ローン**（しんきん保証基金保証付） お手続きが簡単で、不動産担保、保証人が不要な住宅ローンです。 融資金額 1,500万円以内　融資期間 20年以内 **だてしんフラット35** (独)住宅金融支援機構の証券化支援事業（買取型）による長期固定金利の住宅ローンです。 融資金額 8,000万円以内　融資期間 35年以内
そなえる		**住宅ローン関連の長期火災保険** 地震保険のセットをおすすめします。
サービス	**WEBバンキング** お客様がパソコンやスマートフォンにより、インターネットを利用して資金移動いただけるサービスです。また、振込や残高照会等各種照会もご利用いただけます。 **デビットカード** J-Debit加盟店で商品の代金を当金庫のキャッシュカードでお支払いただけます。 **給与の自動受取** 毎月の給与やボーナスが直接お客様の預金口座に振込まれます。現金の紛失や盗難の心配もなく出張や休暇中でもお受取りになれます。 **電子マネーチャージサービス** 当金庫口座から、電子マネーチャージ（預金口座振替により引落とし）ができます。	**公共料金等の自動振替** 一度のお手続きで電話料・電気料・NHK受信料・ガス料金・水道料・税金等の公共料金や各種保険料・クレジット代金を預金口座から自動的にお支払いいたします。 **マルチペイメントネットワーク** お客様と当金庫、国や収納機関をネットワーク回線で結ぶことにより国庫金や公共料金の支払を即座に行える電子収納システムです。

※上記以外にも多様な商品を

お客様のライフスタイルに応じた金融商品･サービスを各種ご提供しています。
地域の暮らしをよく知るだてしんの商品ラインナップが、
マネープランを充実させるお手伝いをいたします。

出産

子育てファミリー

定期積金
目的に合わせて掛金･期間を定め毎月一定額を積み立てていく預金です。

定額複利預金
6ヵ月ごとの複利計算で長く預けるほど金利がステップアップします。6ヵ月据置後はいつでもお引出しが可能な商品です。（一部お引出しも可能です。個人のお客様専用）

教育カードローン
便利なカード式ローンです。受験にともなう費用･入学金･授業料等の就学に関わるお支払いにご利用ください。
融資金額 500万円以内　融資期間 5年以内

教育プラン
短大･専修学校･大学等への納付金･書籍代･下宿代等資金にご利用ください。
融資金額 1,000万円以内　融資期間 10年以内

きゃっするフリー
お使いみちが自由なローンです。（事業性資金を除く）当金庫ホームページからも仮審査のお申込みが可能です。
融資金額 900万円以内　融資期間 10年以内

スーパーフリーローン「Dサポート」
お使いみちが自由なローンで、事業資金、借換資金としてもご利用いただけます。当金庫ホームページからも仮審査のお申込みが可能です。
融資金額 500万円以内　融資期間 10年以内

医療保険の窓口販売
お子様の入院時の備えにご活用ください。

為替自動振込
毎月お客様の預金口座から一定日に指定された金額を自動的に引落とし指定口座へお振り込みいたします。家賃の支払いや学費の仕送り等に便利です。

定年

シニア

年金優遇定期預金すこやか
当金庫で年金をお受取りのお客様、また、新たに受取りを開始するお客様がご利用いただける金利上乗せ定期預金です。

退職者向け特別金利定期預金
退職金預入専用の金利上乗せ定期預金です。

個人向け国債の窓口販売
個人向け国債のお取扱いを行っております。国が発行する債券で、安全性を重視した資金運用に適しています。

シルバーきゃっする
年金受給者専用のカード式ローンです。満60歳以上69歳以下の方がご利用いただけます。
融資金額 50万円以内　融資期間 5年間

福祉プラン
介護に必要な機器の購入･設置費用にご利用ください。
融資金額 500万円以内　融資期間 10年以内

アパートローン
アパートの新築･購入･増改築･土地購入･借換資金にご利用ください。
融資金額 1億円以内
融資期間 鉄骨･鉄筋コンクリート作りの新築、購入および土地購入は30年以内
上記以外の新築、購入、増改築は20年以内

定額個人年金保険の窓口販売
ゆとりある老後の資産形成と一定期間の資金運用にご活用ください。

年金の自動受取
一度のお手続きで国民･厚生･共済年金等の各種年金が毎回お客様の預金口座へ振込まれます。当金庫で年金をお受取りのお客様は、金利優遇定期預金をご利用いただけます。

貸金庫
預金証書･権利証･重要書類や貴金属等の貴重品を大切にお預りいたします。

取り揃えております。詳しくは窓口へお気軽にお問い合わせください。

だてしん ポイント倶楽部
ポイントを素敵なプレゼントに替えましょう!

収入のない専業主婦でも使えるカードローンはある?

来店しないで契約できるローンはある?

担保、保証人が不要の住宅ローンはある?

お客様個々のマネープランに役立つ商品をご提案しております。だてしんにお気軽にご相談ください。

伊達信用金庫のあゆみ

昭和

24年	6月17日	伊達信用組合設立総会開催
	9月 5日	大蔵大臣より設立許可
	9月20日	伊達信用組合設立（組合長遊佐敬徳） 営業区域有珠郡伊達町･壮瞥町･徳舜瞥村（大滝村）･ 虻田郡虻田町･豊浦町･洞爺村
25年	3月28日	豊浦支店開設
	5月 7日	小西力蔵　組合長に就任
	10月14日	虻田支店開設
26年	3月10日	洞爺温泉支店開設
	10月15日	向洞爺支店開設
	10月20日	「信用金庫」の事業免許を受け伊達信用金庫に改組
28年	9月28日	壮瞥支店開設
	10月 7日	有珠支店開設
33年	12月31日	預金残高10億円達成
34年	8月10日	大滝支店開設
	10月11日	創立10周年記念式典挙行
37年	6月25日	伊達駅前支店開設
39年	4月 1日	営業区域を室蘭市に拡張
	9月17日	創立15周年記念式典挙行
	12月 8日	壮瞥町の指定金融機関に指定
40年	8月 5日	営業区域をニセコ町･真狩村･留寿都村･喜茂別町に拡張
	12月25日	預金残高50億円達成
41年	6月28日	黄金支店開設
43年	7月 6日	守屋秀夫　理事長に就任
44年	9月20日	創立20周年記念式典挙行
45年	4月 1日	豊浦町の指定金融機関に指定
	12月31日	預金残高100億円達成
46年	8月31日	向洞爺支店を洞爺支店に改称
	12月 3日	黄金支店廃止、室蘭支店開設
48年	6月19日	営業区域を登別市に拡張
49年	10月30日	預金残高200億円達成
50年	5月22日	伊藤萬吉　理事長に就任
52年	8月10日	有珠山噴火災害対策本部設置
53年	6月 9日	営業区域を苫小牧市･白老町に拡張
	10月 4日	わしべつ支店開設
54年	6月 1日	創立30周年記念式典挙行
57年	8月31日	預金残高500億円達成
	9月20日	長和支店開設
60年	10月 7日	末永支店開設
62年	3月17日	だてしんビジネスサービス㈱設立
	5月 9日	工藤賢一　理事長に就任

平成

2年	10月 8日	日本銀行当座預金取引開始
3年	2月 1日	窓口業務取扱時間の延長（9時～16時）
	12月24日	東支店開設
4年	1月17日	日本銀行歳入代理店事務取扱い開始
	4月 1日	伊達赤十字病院にATM設置
	5月 8日	島本清志　理事長に就任
5年	4月 5日	だてしん相談プラザ開設
6年	12月28日	預金残高1,000億円達成
7年	4月17日	虻田支店移転新築オープン
	9月25日	室蘭支店移転新装オープン
8年	9月24日	本店移転新築オープン 本店網代町出張所オープン 末永支店を本店に統廃合
9年	4月25日	舟橋英二　理事長に就任
	10月 1日	伊達市役所に共同ATM設置
10年	1月21日	ウロコ虻田店にATM設置
	10月 9日	伊達サティ（現イオン）にATM設置
11年	8月24日	伊達市の指定金融機関に指定
	9月25日	創立50周年記念式典挙行
12年	2月 1日	ホームページ開設
	3月30日	有珠山噴火災害対策本部設置
	4月 3日	テレホンバンキング取扱い開始
	6月23日	楽木恭一　理事長に就任
	7月 1日	だてしんポイント倶楽部開始
	10月26日	営業区域を長万部町に拡張
13年	2月26日	インターネットバンキング取扱い開始
	4月 2日	長期火災総合保険の窓口販売開始
	6月22日	第4回信用金庫社会貢献賞特別賞を受賞
14年	10月 1日	生命保険の窓口販売開始
	11月18日	有珠支店･長和支店を本店有珠出張所･本店長和出張所に改称
15年	3月24日	虻田町役場に共同ATM設置
	10月14日	洞爺支店を洞爺温泉支店洞爺出張所に、 大滝支店を壮瞥支店大滝出張所に改称
16年	3月 1日	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）とATM提携
	9月13日	豊浦支店を虻田支店豊浦出張所に改称
17年	4月22日	室蘭商工信用組合との間で合併を視野に入れた全面的な 業務提携に合意
	4月25日	洞爺温泉支店洞爺出張所「とうや水の駅」内に移転
	7月11日	伊達駅前支店、東支店を本店伊達駅前出張所、 本店東出張所に改称
	10月24日	道内金融機関で初となるATMの生体認証システムを導入
	12月19日	虻田支店豊浦出張所、新築移転
18年	3月27日	新町「洞爺湖町」の指定金融機関に指定
	4月 3日	大滝出張所「大滝総合支所」内に移転
	11月 1日	室蘭商工信用組合と基本協定書を締結
	12月10日	ウロコ末永店にATM設置
	12月14日	AED（自動体外式除細動器）を本支店3ヵ所設置
19年	1月12日	道教委と「北海道家庭教育サポート企業等制度」協定
	5月18日	室蘭商工信用組合と合併契約書を締結
	12月10日	室蘭支店移転オープン
20年	1月21日	室蘭商工信用組合と合併 東町支店移転オープン
	3月 3日	壮瞥支店移転オープン
21年	3月19日	7出張所を母店に統廃合 本店／網代町出張所、有珠出張所、伊達駅前出張所 室蘭支店／本輪西出張所　東町支店／輪西出張所 わしべつ支店／工大前出張所　幌別支店／登別出張所
	3月23日	洞爺湖町役場の共同ATMの営業を終了
	3月31日	3ヵ所の店外ATMを廃止 伊達市役所ATM／伊達赤十字病院ATM／ 日鋼記念病院ATM
	4月 6日	店舗移転　室蘭中央支店（室蘭支店内へ移転） 幌別支店（わしべつ支店内へ移転） わしべつ支店移転オープン
22年	6月18日	舘崎雄二　理事長に就任
	10月29日	室蘭警察署に暴力団排除宣言
	11月29日	伊達警察署に暴力団排除宣言
23年	4月12日	北海道経済産業局の「中小企業支援ネットワーク強化事業」へ参加登録
	8月31日	「伊達市における事業者協力による高齢者等地域見守り活動 （愛称:もしかしてネット）」に協力事業者として参加
	9月29日	イオン銀行とATM提携
24年	9月 7日	室蘭中央支店を室蘭支店に統廃合 幌別支店をわしべつ支店に統廃合
25年	2月 1日	「経営革新等支援機関」の認定取得
	2月 4日	でんさいネットの取扱い開始
	12月12日	㈱日本政策金融公庫室蘭支店との「業務連携･協力に関する覚書」締結
26年	4月 1日	地域経営支援チームを新設
	6月16日	伊達商工会議所との「産業振興連携協力に関する協定書」の締結
	7月28日	洞爺湖町･豊浦町･壮瞥町各商工会との「産業振興連携協力に 関する協定書」の締結
	9月24日	(独)中小企業基盤整備機構北海道本部との「業務連携･協力 に関する覚書」の締結
27年	4月 1日	窓口業務取扱時間の変更(9時～15時)
	10月 1日	事業再生支援チームを新設
	10月31日	だてしんビジネスサービス㈱解散
28年	4月 1日	だてしん相談プラザを本店東出張所内へ移設
29年	2月 8日	「地域農業を考える会」の発足
	3月31日	生体認証付ICキャッシュカードの取扱い終了
	5月22日	北海道中小企業家同友会西胆振支部との連携協定締結
	6月 1日	Facebookページ開設
	8月 1日	「北海道すぐれもんShopping!!」への参画
	9月20日	高齢者に対する「ATM振込限度額」を0円に引き下げ
	9月22日	伊達市との包括連携協定を締結
	11月 9日	「西いぶりアグリチャレンジ会議」の設置
	12月 7日	洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町との包括連携協定を締結
30年	1月 4日	上光証券株式会社との顧客紹介業務の提携
	3月26日	ホームページのリニューアル

信用金庫法のリスク管理債権

リスク管理債権の引当・保全状況

（単位:百万円）

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)／(A)
破綻先債権	平成28年度	36	17	18	100.00
	平成29年度	50	8	41	100.00
延滞債権	平成28年度	4,360	2,323	1,830	95.26
	平成29年度	3,901	1,924	1,835	96.37
3ヵ月以上延滞債権	平成28年度	2	2	0	100.00
	平成29年度	1	1	0	100.00
貸出条件緩和債権	平成28年度	456	304	84	85.13
	平成29年度	499	363	82	89.14
合計	平成28年度	4,856	2,647	1,934	94.35
	平成29年度	4,453	2,297	1,959	95.60

（注）信用金庫法に基づき、リスク管理債権は貸出金のみで開示しております。
【項目の説明】
1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
8.保全率は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法の開示債権

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

（単位:百万円）

区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率(%) (B)／(A)	引当率(%) (D)／(A−C)
金融再生法上の不良債権	平成28年度	4,923	4,615	2,666	1,948	93.73	86.33
	平成29年度	4,534	4,286	2,321	1,965	94.54	88.81
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成28年度	492	492	362	129	100.00	100.00
	平成29年度	234	234	126	108	100.00	100.00
危険債権	平成28年度	3,972	3,732	1,998	1,734	93.94	87.81
	平成29年度	3,797	3,604	1,830	1,773	94.90	90.16
要管理債権	平成28年度	458	391	306	84	85.21	55.55
	平成29年度	501	447	365	82	89.25	60.56
正常債権	平成28年度	50,659					
	平成29年度	51,009					
合計	平成28年度	55,583					
	平成29年度	55,543					

（注）金融再生法に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」は総与信額で開示しておりますが、「要管理債権」は貸出金のみで開示しております。
なお、総与信額は貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、未収利息、仮払金の合計額です。
【項目の説明】
1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3 カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日・Eメールアドレス」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2 個人情報等の取得・利用について

（1）個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。
また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は
①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
⑤その他一般に公開されている情報
等から取得しています。

（2）個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A.個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（利用目的）
①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業（融資のお申込等）に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）
①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.個人番号の利用目的

①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑥預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

（3）ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本支店窓口もしくは下記の相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

（1）Eメールアドレスインターネットを通じた安全対策

当金庫はホームページ等を通じた個人情報等の安全確保のために、SSLと呼ばれる特殊暗号通信技術を使用しています。SSLはインターネット上での2者間暗号化通信では最も一般的な手段として定着しており、多くのウェブサイトで利用されています。

お客様が入力された氏名などの個人情報等を自動的に暗号化して送信することで、大切な情報が盗まれたり改ざんされたりすることを防いでいますが、インターネットの性格上、当金庫が通信時のセキュリティーを100%保障するものではありません。

（2）システム上の安全対策

当金庫は、外部からの不当なアクセス、または顧客情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などのリスクに対して、技術面および組織面において、現時点での技術水準にあわせた合理的な処理をして最善を尽くしています。

また、巧妙化する不正アクセスに対しては、ハードウェアおよびソフトウェアの選定を通じて合理的な安全対策を行うとともに、定期的な見直しを行います。

（3）リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

6 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
・ダイレクトメールの発送に関わる事務
・情報システムの運用・保守に関わる業務

7 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情等の申し立てにつきましては、当金庫本支店の窓口もしくは下記の相談窓口までご連絡ください。

個人情報に関する相談窓口

伊達信用金庫 事務グループ　〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30
☎0142-25-2811（直通）　FAX 0142-23-6426

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1.中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域経済の健全な発展のためには、地元中小企業等が事業の拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地元中小企業等の経営努力を当金庫が積極的に支援していくことが重要であると考えております。

その考えのもと、当金庫は、資金仲介機能（資金供給者）としての役割に留まらず、地元中小企業等に対する経営支援や地域の活性化に取り組んでおります。

2.中小企業等の経営支援に関する体制整備の状況

（1） 平成26年4月に地元中小企業等に対する経営支援および創業支援等のコンサルティング機能を発揮するために設置した地域経営支援チームに加え、平成27年10月には審査グループ内に事業再生支援チームを設置しました。これによって、地元中小企業等の経営に関する課題分析や支援策等の策定に関して、本部および営業店が緊密に連携しながら、創業から事業再生まで幅広くお客様のライフステージに応じた支援を行う体制を整備しております。

（2） 北海道経済産業局による中小企業支援ネットワーク強化事業や中小企業応援センター事業への参加、平成25年12月に業務提携した㈱日本政策金融公庫室蘭支店をはじめとする外部機関等との連携によって、地元中小企業等の経営目標の実現や経営課題の解決に向け、最適なソリューションを提案する体制を整備しております。

（3） 平成26年6月に伊達商工会議所、同年7月に洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町の各商工会と締結した「産業振興連携協力に関する協定」に基づく、包括・一体的な連携体制により、地元中小企業等の経営改善・経営支援、新産業の支援、ビジネスマッチング等に取り組んでおります。

（4） 平成26年9月に(独)中小企業基盤整備機構北海道本部と締結した「業務連携・協力に関する覚書」に基づき、当金庫と同機構の有する機能や情報、人材等を活かした各種イベント・セミナー等の共同開催、ビジネスマッチング等に取り組んでおります。

（5） 平成27年10月に西胆振地方の経済発展に向けて、規模の大小・業種・業態の如何を問わず、多様なニーズに対して適切なアドバイスを提供できる専門性の高い相談窓口が必要であるとの思いから、㈱むらずみ経営と業務提携いたしました。

同社は、グループ内に税理士・社会保険労務士・行政書士等各種法人を抱え、経営のあらゆる局面をワンストップで支援するコンサルタント法人です。

同社との業務提携により、お客様向け支援メニューの拡大と質の高いお客様サービスを提供するとともに、当金庫職員の専門知識の習得に努めてまいります。

（6） 平成29年5月に一般社団法人北海道中小企業家同友会西胆振支部と締結した「連携協定書」に基づき、更なる中小企業の成長、発展と地域経済の活性化に向けた具体的な取組みを進めるために、当金庫と同支部が一体的に連携し、相互の人的、知的資源などを効果的に活用することにより、地域経済の発展ならびに地域社会の活性化に取り組んでおります。

3.中小企業、小規模事業者の経営支援に関する取組状況

（1） 地域経営支援チームと事業再生支援チームの活用を通じ、本部および営業店がより緊密に連携しながら、創業から事業再生までお客様のライフステージに応じた課題分析や支援策等の策定をはじめとする、経営支援に取り組んでおります。

（2） 北海道経済産業局および㈱日本政策金融公庫室蘭支店との連携に加え、中小企業ビジネス支援サイト「ミラサポ」を利用した専門家派遣や、（一社）北海道中小企業家同友会の小規模企業スキルアップ支援事業による企業版家庭教師派遣をはじめとする、外部機関等との連携により、地元中小企業等の経営支援に取り組んでおります。

平成29年度は、4先に計12回の派遣を行っております。

4.地域の活性化に関する取組状況

（1） 平成22年9月に北海道胆振総合振興局と当金庫を含む胆振管内の3信用金庫が締結した「包括連携協定」に基づき、西胆振地方のイベントスケジュールを掲載した「伊達信用金庫　平成30年胆振イベントカレンダー」を作成しました。

（2） 当金庫取引先の販路開拓支援を目的として、信用金庫業界のセントラルバンクである信金中央金庫と連携し、地域の食関連事業者と大手バイヤー等をつなぐマッチング事業を行っております。

また、信用金庫間のネットワークを利用し、地域の宿泊先、食事処、土産店、観光スポット等の情報を継続して全国に発信しております。

平成28年度においても、道の駅だて歴史の杜伊達観光物産館等を紹介し、誘致を実現しております。

（3） 当金庫は、平成29年8月、お取引先の販路拡大を支援するため、株式会社北海道しんきん情報サービスが開設した通販サイト「北海道すぐれもんShopping!!」にパイロット金庫として参画しました。お取引先4先の一押し商品を掲載するだけでなく、当金庫とお取引先との関わりを動画として紹介しております。

（4） 平成29年9月に伊達市、平成29年12月に洞爺湖町、豊浦町および壮瞥町との間で、持続可能なまちづくりを担う人材の育成や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、包括連携協定を締結しました。引き続き官民一体となって、地域経済の活性化に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、平成29年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は13件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は1.47%、保証契約を解除した件数は0件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は0件です。

地域金融円滑化のための基本方針

伊達信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、次のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ●本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任
- ●本部担当部署の明確化
- ●融資の現場の職員に対し、経営相談等に対応できる人材の育成

3 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認･照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、本支店の融資窓口および次の相談窓口をご利用ください。

金融円滑化に関する相談窓口

伊達信用金庫 審査グループ　〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30

☎0142-23-3538（直通）　FAX 0142-23-6426

中小企業金融円滑化法施行後貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数及び金額（平成30年3月末現在）

（単位:件、百万円）

[債務者が中小企業者である場合]	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2,859	67,518
うち、実行に係る貸付債権	2,744	65,637
うち、謝絶に係る貸付債権	71	1,467
うち、審査中の貸付債権	21	172
うち、取下げに係る貸付債権	23	242

（単位:件、百万円）

[債務者が住宅資金借入者である場合]	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	26	245
うち、実行に係る貸付債権	22	217
うち、謝絶に係る貸付債権	1	2
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	3	26

リスク管理態勢

金融の自由化、国際化、証券化の進展など、金融機関の業務は多様化し、環境の変化によって管理すべきリスクも多様で複雑なものとなっております。当金庫では、リスク管理の強化を経営上の最重要課題として位置付け、多様化するリスクに対して、柔軟に対応できるリスク管理態勢の充実･強化を図り、リスクの分散化、極小化に努め、今後とも一層の信頼の確保と経営の健全化に努めてまいります。

信用リスク管理態勢

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門で厳格な審査体制をとっております。また、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部からの営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図り、貸出債権の健全性確保、および不良債権の発生未然防止に努めております。

市場リスク管理態勢

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替相場等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、ALM委員会において資産と負債の総合的管理を行い、経済および金利の見通し等に基づき、リスク管理を図りつつ適正な収益の確保に努めております。

流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ預金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることなどで損失を被ったり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことです。当金庫では、市場運用について流動性にも重点をおき、個々の取引の状況を適切に把握するとともに、支払準備資金を信金中央金庫に預け入れており、業界として信金中央金庫からの流動性対応のバックアップ体制も整っていることから、流動性確保には万全の体制をとっております。

事務リスク管理態勢

事務リスクとは、日常の事務処理の過程において発生するミスや不正により損失を被るリスクのことです。当金庫では、本部監査部門が営業店に対して定例的に臨店監査を実施する一方、営業店が自店の事務状況をチェックする「店内検査」の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のため、内部規程の整備や事務管理部門による適正な指導により、事務管理の向上に努め、事故の未然防止に向け万全の体制をとっております。

システムリスク管理態勢

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正使用あるいは自然災害により損失を被るリスクのことです。当金庫ではコンピュータシステムを安全かつ有効に機能させるため、データおよび通信回線等の二重化を実施しております。また、システムリスクを管理するシステム部門では障害対策、各種セキュリティ管理を推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に努めております。

風評リスク管理態勢

風評リスクとは、金融機関等の業界の動向に対する評判の悪化等がお客様などの信用不安を招き、その噂により当金庫が不測の損害を被るリスクのことです。当金庫では、ディスクロージャー誌等により、透明性の高い情報開示を行っており、当金庫の経営の健全性を広くお客様にお伝えするとともに、常に業界やお客様との取引状況の変化を把握するべく努めており、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる事項について情報を正確に把握し、迅速･的確に風評リスクを回避するために万全の体制確保に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども伊達信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

法令等遵守の態勢

法令等遵守への取組み

当金庫では、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、「コンプライアンス方針」を制定し、全役職員が一丸となって法令等遵守を実践していく方針を明確にするとともに、「コンプライアンス規程」において、当金庫におけるコンプライアンス態勢を整備・確立するための基本的事項を定めています。また、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、法令等遵守の取組み状況について検証・検討を行い、法令等遵守態勢の機能強化を図っています。

基本方針

「コンプライアンス方針」においてコンプライアンスに係る基本方針として次の5項目を定めております。

1 信用金庫の社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な業務運営により社会の信頼の確立を図る。
2 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、正しい意思決定・行動に基づく健全かつ適切な業務の遂行に努める。
3 質の高い内部管理態勢を構築し、コンプライアンス違反の抑止に努める。
4 お客様の情報をあらゆる法令等を遵守したうえで厳格に管理し、外部漏洩等の事故の防止に努める。
5 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、断固として排除する。

職員教育・啓蒙活動

各職場においてコンプライアンス勉強会を実施するとともに、集合研修の開催、資格取得の勧奨、コンプライアンス担当部門による臨店などにより、法令等遵守に対する意識の浸透・定着を図っています。

コンプライアンス・ハンドブック、コンプライアンス・プログラムの作成・実践

法令等遵守に関する態勢や役職員が遵守すべき法令等の解説を具体的に示した手引書としてコンプライアンス・ハンドブックを作成し、全役職員に配布しています。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎期策定・実践し、法令等遵守態勢の強化に努めています。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

お客様からの苦情等のお申し出につきましては、本支店の窓口または次の相談窓口までお申し出ください。

苦情等に関する相談窓口

伊達信用金庫 人事・法務グループ
〒052-8650 北海道伊達市梅本町39番地30
☎0142-23-3536（直通） FAX 0142-23-6266

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記人事・法務グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、☎03-3517-5825）ならびに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、☎011-221-3273）にお申し出があれば、札幌弁護士会（☎011-251-7730）、東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センターにお取次ぎいたします。

なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

また、現地調停や移管調停等の方法により、東京三弁護士会を利用することも可能です。

自己資本の充実の状況等について

金融機関の健全性に関する自己資本比率規制は、次の3つの柱で構成されています。

当金庫では、引き続き収益力の強化や自己資本の充実を図るとともに、適切なリスク管理に努め、健全経営の維持を目指します。

第１の柱

最低所要自己資本比率

金融機関が保有する信用リスクとオペレーショナル･リスクに対して保有すべき最低所要自己資本を定めています。海外営業拠点のない金融機関が対象となる国内基準では、自己資本比率が4%以上であることが求められています。

第２の柱

金融機関の自己管理と監督上の検証

「第1の柱」の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク※など）も含めた統合的なリスク管理と、監督当局による検証が求められています。

※信用集中リスクとは、大口与信先の不良債権のうち、担保を差し引いた部分（非保全与信額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいいます。

第３の柱

市場規律

適切な開示を通じて、お客様から監視（評価）されることによる規律付けについて定めています。ディスクロージャー誌において、自己資本比率とその内訳、各リスクの管理方針･手続きやリスク量･計算手法などについて、適切に情報開示することが求められています。

開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項 …… 22
2. 自己資本の充実度に関する事項 …… 23
3. 信用リスクに関する事項 …… 24
4. 信用リスク削減手法に関する事項 …… 24
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 27
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 27
7. 出資等エクスポージャーに関する事項 …… 27
8. 金利リスクに関する事項 …… 28
9. オペレーショナル･リスクに関する事項 …… 28

1. 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、普通出資金、非累積的永久優先出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	伊達信用金庫	伊達信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	662百万円	2,375百万円

●自己資本の構成に関する事項

（単位:百万円）

項　　目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,474		5,963	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,152		3,145	
うち、利益剰余金の額	3,388		2,876	
うち、外部流出予定額（△）	62		50	
うち、上記以外に該当するものの額	△3		△9	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	349		310	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	349		310	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	6,823		6,274	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	13	—	15	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	—	15	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	13		15	
自己資本				
自己資本の額（（イ）−（ロ））（ハ）	6,809		6,258	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	36,810		37,998	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△515		△541	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△515		△541	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,522		3,378	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	40,333		41,377	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.88%		15.12%	

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●自己資本の充実度に関する事項

（単位:百万円）

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 ※1	36,810	1,472	37,998	1,519
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	37,326	1,493	38,540	1,541
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	20	0	20	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,766	350	8,910	356
法人等向け	10,577	423	11,521	460
中小企業等向け及び個人向け	7,845	313	8,084	323
抵当権付住宅ローン	1,361	54	1,197	47
不動産取得等事業向け	202	8	232	9
3ヵ月以上延滞等※3	95	3	94	3
取立未済手形	3	0	3	0
信用保証協会等による保証付	284	11	280	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	44	1	23	0
出資等のエクスポージャー	44	1	23	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	8,125	325	8,171	326
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	500	20	500	20
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,817	72	1,900	76
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	157	6	137	5
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 515	△ 20	△ 541	△ 21
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 ※4	3,522	140	3,378	135
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ） ※5	40,333	1,613	41,377	1,655

（注）1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

1 リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した融資基本方針（クレジットポリシー）を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、融資審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣等による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣等による審議に加え、監査部門が与信管理にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信管理を実施する態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「償却および引当に関する規程」、「資産の自己査定に関する規程」および「資産の自己査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先および要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先について、優良担保および優良保証等を除いた未保全額に対して債務者の支払い能力を総合的に判断し、必要と認める額を算出しております。

なお、それぞれの結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

※詳しくは25.26頁をご参照ください。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●S&P（スタンダード&プアーズ）社　●Moody's（ムーディーズ）社　●R&I社　●JCR社

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,008	7,336	9,981	10,783	―	―

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈地域別・業種別及び残存期間別〉

（単位:百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国内	162,349	162,038	55,495	55,428	55,249	55,735	—	—	276	235
国外	4,441	3,956	—	—	4,436	3,955	—	—	—	—
地域別合計	166,791	165,995	55,495	55,428	59,686	59,691	—	—	276	235
製造業	1,096	1,050	1,096	1,050	—	—	—	—	17	3
農業、林業	74	100	74	100	—	—	—	—	—	—
漁業	77	79	77	79	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	4,336	3,753	4,336	3,753	—	—	—	—	23	20
電気・ガス・熱供給・水道業	995	3,700	—	—	994	3,694	—	—	—	—
情報通信業	23	144	17	35	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2,413	2,343	1,677	1,624	734	717	—	—	—	—
卸売業、小売業	2,274	2,593	2,273	2,592	—	—	—	—	45	53
金融業、保険業	50,561	49,476	481	470	2,241	1,941	—	—	—	—
不動産業	9,180	9,260	9,176	9,251	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	406	481	406	481	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	106	149	106	149	—	—	—	—	—	—
宿泊業	944	1,009	944	1,009	—	—	—	—	15	15
飲食業	747	780	747	780	—	—	—	—	37	53
生活関連サービス業、娯楽業	1,084	1,095	1,084	1,095	—	—	—	—	56	7
教育、学習支援業	27	23	27	23	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,069	2,335	2,069	2,314	—	—	—	—	3	—
その他のサービス	2,083	1,410	1,580	1,410	498	—	—	—	—	4
国・地方公共団体等	68,420	66,089	16,070	15,645	52,268	50,371	—	—	—	—
個人	13,251	13,560	13,246	13,560	—	—	—	—	77	76
その他	6,615	6,557	—	—	2,949	2,966	—	—	—	—
業種別合計	166,791	165,995	55,495	55,428	59,686	59,691	—	—	276	235
1年以下	29,532	42,536	10,069	10,579	2,563	3,821	—	—		
1年超3年以下	44,379	37,881	12,502	12,106	14,873	19,168	—	—		
3年超5年以下	29,992	24,632	9,282	8,604	14,458	13,027	—	—		
5年超7年以下	19,764	19,720	5,913	6,298	13,850	13,422	—	—		
7年超10年以下	22,574	21,925	6,934	6,869	13,940	10,252	—	—		
10年超	8,251	8,325	8,246	8,306	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	12,295	10,973	2,546	2,663	—	—	—	—		
残存期間別合計	166,791	165,995	55,495	55,428	59,686	59,691	—	—		

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難なエクスポージャーおよび業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位:百万円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	367	349	—	367	349
	平成29年度	349	310	—	349	310
個別貸倒引当金	平成28年度	2,484	1,864	495	1,988	1,864
	平成29年度	1,864	1,882	33	1,830	1,882
合計	平成28年度	2,851	2,213	495	2,355	2,213
	平成29年度	2,213	2,193	33	2,179	2,193

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位:百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製造業	24	31	31	10	0	10	24	21	31	10	16	4
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,037	649	649	692	238	1	798	647	649	692	—	—
電気･ガス･熱供給･水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	224	227	227	227	—	—	224	227	227	227	—	—
卸売業、小売業	167	139	139	175	—	5	167	134	139	175	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	166	163	163	157	30	—	135	163	163	157	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門･技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	291	82	82	82	226	—	65	82	82	82	—	—
飲食業	16	15	15	14	—	—	16	15	15	14	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	443	442	442	421	—	3	443	438	442	421	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
医療、福祉	3	3	3	1	—	2	3	1	3	1	—	—
その他のサービス	16	14	14	5	—	9	16	5	14	5	—	—
国･地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	91	91	91	88	—	—	91	91	91	88	—	—
合計	2,484	1,864	1,864	1,882	495	33	1,988	1,830	1,864	1,882	16	4

（注）1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク･ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円）

告示で定めるリスク･ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	79,652	—	75,216
10%	—	4,040	—	3,760
20%	995	46,790	3,399	47,525
35%	—	3,883	—	3,416
50%	4,369	4,120	5,227	4,091
75%	—	5,001	—	4,831
100%	—	17,412	—	17,938
150%	—	6	—	22
200%	—	430	—	482
250%	—	87	—	82
合計	166,791		165,995	

（注）1.格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク･ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他投資事業組合への出資金などが該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、非上場株式、その他投資事業組合への出資金等に関しても、当金庫が定める「資金運用規程」に基づいた適正な運用･管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に努め、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づいた厳格な運用･管理を行っております。

なお、当該商品の取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っております。

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

（単位:百万円）

区　分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	989	989	933	933
非上場株式等	405	405	405	405
合計	1,394	1,394	1,338	1,338

（注）時価は、決算日時点の市場価格等に基づいております。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位:百万円）

	平成28年度	平成29年度
評価損益	200	173

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

8. 金利リスクに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV、99%タイル又は1%タイル値）の計測や、金利更改を勘案した期間シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響度などを、ALMシステムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

2 内部管理上使用した金利リスクの算出方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいております。

計測手法 …… 金利ショックを「99%タイル又は1%タイル値」で計算し、金利リスク量を「金利ラダー方式」（金利更改日までのリスク量を計算する方式）にて算出しております。
コア預金 …… 対　　象／流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法／①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つの額のうち最小の額を上限
満　　期／5年以内（平均2.5年）
金利感応資産・負債 … 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅 …… 99%タイル又は1%タイル値
リスク計測の頻度 … 四半期毎（3・6・9・12月末基準）

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

運用勘定		
区　分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
貸出金	413	501
有価証券等	585	671
預け金	67	32
コールローン等	—	—
その他	—	—
運用勘定合計	1,066	1,205
銀行勘定の金利リスク	664	781

調達勘定		
区　分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
定期性預金	△ 215	△ 207
要求払預金	△ 186	△ 215
その他	—	—
調達勘定合計	△ 402	△ 423

（注）1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99%タイル又は1%タイル値として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。
2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年としてリスク量を算出しております。
3.銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しております。
銀行勘定の金利リスク（781百万円）＝運用勘定の金利リスク量（1,205百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△423百万円）

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務のプロセス、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であることまたは外生的事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理方針を制定しているほか、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、風評リスク、人的リスク、法務リスク、有形資産リスクと定義し、各々のリスクについて管理方針を制定し、これらのリスクについては極小化に努めることとしております。また、オペレーショナル・リスクを総合的に管理する主管部門を総務グループと定めたうえで、各リスクの管理部門を設置し、当該リスクを適切に管理する体制を構築しております。

オペレーショナル・リスクに関する総合的な主管部門である総務グループは、当該リスクの管理状況に関して、適切な頻度でモニタリングを行い、理事会に対して定期的に報告し、特に経営に重大な影響を与える事案については随時速やかに報告する態勢を整備しております。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫はバーゼルⅢにおける基礎的手法を採用しております。

財務諸表

貸借対照表

（単位:百万円）

科目	平成29年3月末	平成30年3月末
（資産の部）		
現金	2,259	2,227
預け金	46,590	45,854
買入金銭債権	6	124
金銭の信託	—	—
有価証券	60,729	60,664
国債	8,009	8,013
地方債	44,259	42,357
社債	2,317	4,694
株式	9	9
その他の証券	6,134	5,589
貸出金	55,282	55,185
割引手形	291	357
手形貸付	2,504	2,155
証書貸付	50,385	50,518
当座貸越	2,100	2,153
その他資産	634	615
未決済為替貸	15	16
信金中金出資金	394	394
前払費用	1	0
未収収益	178	162
その他の資産	44	40
有形固定資産	1,306	1,294
建物	700	668
土地	504	504
リース資産	—	—
その他の有形固定資産	101	121
無形固定資産	13	15
ソフトウェア	7	9
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	6	6
繰延税金資産	8	8
債務保証見返	249	292
貸倒引当金	△2,213	△2,193
(うち個別貸倒引当金)	(△1,864)	(△1,882)
資産の部合計	164,868	164,088

科目	平成29年3月末	平成30年3月末
（負債の部）		
預金積金	157,610	157,344
当座預金	3,869	3,637
普通預金	68,745	72,048
貯蓄預金	470	469
通知預金	51	33
定期預金	80,531	77,527
定期積金	2,778	3,005
その他の預金	1,163	622
その他負債	211	210
未決済為替借	27	50
未払費用	126	105
給付補塡備金	0	0
未払法人税等	6	5
前受収益	27	23
払戻未済金	7	6
その他の負債	14	19
退職給付引当金	34	23
睡眠預金払戻損失引当金	20	19
偶発損失引当金	72	70
繰延税金負債	—	—
債務保証	249	292
負債の部合計	158,199	157,961
（純資産の部）		
出資金	3,043	3,037
普通出資金	668	662
優先出資金	2,375	1,875
その他の出資金	—	500
資本剰余金	108	108
資本準備金	108	108
利益剰余金	3,388	2,876
利益準備金	318	394
その他利益剰余金	3,069	2,482
特別積立金	1,510	886
(うち優先出資消却積立金)	(1,510)	(886)
当期未処分剰余金	1,559	1,596
処分未済持分	△3	△9
会員勘定合計	6,536	6,013
その他有価証券評価差額金	131	114
評価・換算差額等合計	131	114
純資産の部合計	6,668	6,127
負債及び純資産の部合計	164,868	164,088

■貸借対照表の注記

(注)1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　7年～50年
その他　2年～50年

4.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,441百万円であります。

6.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成29年3月31日現在)

年金資産の額	1,634,392百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,793,308百万円
差引額	△　158,915百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成29年3月分)
0.1005%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円及び別途積立金55,700百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金19百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
また、当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は、第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております。)
なお、当該年金制度の第1給付部分の制度は、平成22年4月1日に施行しており、年金資産の額等の基準年月日である前事業年度末における当該年金制度の第1給付部分の積立状況等を把握することができないため、当該積立状況等を記載しておりません。

7.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

8.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9.所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

10.消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

11.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　467百万円

12.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はございません。

13.有形固定資産の減価償却累計額　1,438百万円

14.貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両と事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15.貸出金のうち、破綻先債権額は50百万円、延滞債権額は3,901百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は499百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,453百万円であります。
なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、357百万円であります。

20.担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	日本銀行	歳入代理店契約に伴うもの	99百万円
現　金	地方公共団体	公金業務取扱に伴うもの	13百万円
預け金	地方公共団体	公金業務取扱に伴うもの	5百万円
	信金中央金庫	為替決済に伴うもの	7,000百万円

また、その他の資産には、保証金は1百万円、敷金は3百万円が含まれております。

21.出資1口当たりの純資産額　3,140円40銭

22.金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査グループ(審査担当)により行われ、また、経営陣等による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、審査グループ(債権管理担当)がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(ⅰ)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には、総務グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
(ⅱ)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、営業グループでは、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
営業グループで保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総務グループを通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(ⅲ)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。
当金庫では、有価証券の市場リスク量を原則としてVaRにより計測し、VaRによる計測の出来ない一部の有価証券は、個別に計測方法を決定のうえ共に週次でリスク量を取得しております。取得したリスク量は、事前に決めたリスク限度額の範囲となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、

平成30年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で717百万円です。また、VaRによる計測の出来ない有価証券のリスク量は3百万円であり、VaRで算出したリスク量との合計は720百万円です。

なお、当金庫ではVaRによる計測結果の検証を目的に四半期毎にバックテストを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

さらに、当金庫においては、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品として、有価証券以外に「貸出金」「預け金」「預金積金」があります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動幅を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、110百万円減少するものと把握しております。当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23.金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)預け金(※1)	45,854	45,929	74
(2)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	57,713	59,078	1,364
その他有価証券	2,941	2,941	—
(3)貸出金(※1)	55,185		
貸倒引当金(※2)	△2,188		
	52,997	55,133	2,136
金融資産計	**159,506**	**163,082**	**3,575**
(1)預金積金(※1)	157,344	157,382	38
金融負債計	**157,344**	**157,382**	**38**

(※1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、スワップレート)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	9
合　計	9

(※)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	35,700	6,585	—	—
有価証券	3,821	32,195	23,674	—
満期保有目的	3,685	31,645	22,382	—
その他有価証券	135	550	1,291	—
貸出金(※)	10,488	20,663	13,154	8,225
合計	**50,009**	**59,443**	**36,829**	**8,225**

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額　(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
借用金	—	—	—	—
預金積金	43,995	36,127	—	68
合計	**43,995**	**36,127**	**—**	**68**

(※)預金積金のうち、要求性払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券　(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	40,859	42,104	1,245
	社債	2,499	2,510	10
	その他	4,655	4,825	169
	小計	**48,015**	**49,441**	**1,426**
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,999	7,945	△54
	地方債	1,498	1,492	△6
	社債	200	199	△0
	その他	—	—	—
	小計	**9,698**	**9,637**	**△61**
合計		**57,713**	**59,078**	**1,364**

その他有価証券　(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,998	1,969	29
	国債	13	13	0
	地方債	—	—	—
	社債	1,985	1,956	29
	その他	933	760	173
	小計	**2,932**	**2,729**	**202**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	8	8	△0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	8	8	△0
	その他	—	—	—
	小計	**8**	**8**	**△0**
合計		**2,941**	**2,738**	**202**

25.当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。

26.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	58	—	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	58	—	0
その他	—	—	—
合計	**58**	**—**	**0**

27.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,488百万円であります。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものが7,488百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(毎月一定日及び1年毎)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,267百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	907百万円
偶発損失引当金	18百万円
その他	50百万円
繰延税金資産小計	2,242百万円
評価性引当額	2,183百万円
繰延税金資産合計	59百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	50百万円
繰延税金負債合計	50百万円
繰延税金資産の純額	8百万円

29.表示方法の変更

平成29年7月31日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資631,668口のうち66,668口を消却しております。優先出資の消却を受け、当事業年度より優先出資500百万円をその他の出資金に振り替えて計上しております。

30.会計上の見積りの変更

当金庫は、当事業年度から有価証券の評価について決算日前1週間(5営業日)の市場価格等の平均価格等に基づく時価から、決算日の市場価格等に基づく時価に将来にわたり変更しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

損益計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
経常収益	2,216,740	2,035,507
資金運用収益	1,776,123	1,660,038
貸出金利息	1,132,307	1,050,905
預け金利息	96,805	78,635
有価証券利息配当金	536,169	519,373
その他の受入利息	10,840	11,124
役務取引等収益	229,568	227,914
受入為替手数料	102,920	107,357
その他の役務収益	126,648	120,557
その他業務収益	11,885	2,922
国債等債券売却益	4,404	—
その他の業務収益	7,481	2,922
その他経常収益	199,162	144,632
貸倒引当金戻入益	142,480	—
償却債権取立益	25,887	77,420
その他の経常収益	30,793	67,211
経常費用	1,513,899	1,467,467
資金調達費用	43,450	30,904
預金利息	42,587	30,353
給付補塡備金繰入額	858	549
その他の支払利息	3	2
役務取引等費用	145,956	155,218
支払為替手数料	37,533	36,809
その他の役務費用	108,422	118,408
その他業務費用	890	1,201
国債等債券売却損	117	163
その他の業務費用	772	1,038
経費	1,269,182	1,254,202
人件費	697,475	684,704
物件費	546,707	545,601
税金	24,999	23,896
その他経常費用	54,419	25,939
貸倒引当金繰入額	—	13,273
貸出金償却	16,013	4,716
その他の経常費用	38,406	7,949
経常利益	702,841	568,039
特別利益	—	537
その他の特別利益	—	537
特別損失	1,420	656
固定資産処分損	32	14
その他の特別損失	1,388	641
税引前当期純利益	701,420	567,920
法人税、住民税及び事業税	6,778	5,018
法人税等調整額	△ 63,194	8,034
法人税等合計	△ 56,416	13,052
当期純利益	757,836	554,868
繰越金(当期首残高)	802,122	1,041,681
優先出資消却積立金取崩額	—	1,003,833
自己優先出資消却額	—	△ 1,003,833
当期未処分剰余金	1,559,958	1,596,549

(注)1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額　385円02銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度
当期未処分剰余金	1,559,958	1,596,549
剰余金処分額	518,277	556,215
利益準備金	76,000	56,000
普通出資に対する配当金	(年1%) 6,677	(年1%) 6,615
優先出資に対する配当金	55,600	43,600
優先出資消却積立金	380,000	450,000
繰越金(当期末残高)	1,041,681	1,040,334

会計監査人による監査

平成30年6月19日開催の第69回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、公認会計士柴口会計事務所　公認会計士　柴口仁氏の監査を受けております。

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成30年6月19日

伊達信用金庫　理事長　舘崎 雄二

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

平成20年3月31日に退職慰労金支給に関する内規を廃止しております。

（2）平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は47百万円です。

（注）1.対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2.上記金額は全額基本報酬です。

なお、平成29年度は、賞与の支払いはありませんでした。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。なお、平均額の算出に際して、期中退任者及び期中就任者を除いた役員の報酬等の平均額としております。

3.平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本比率

22ページをご覧ください。

業務粗利益

（単位:千円·%）

	平成28年度	平成29年度
資金運用収支	1,732,673	1,629,134
資金運用収益	1,776,123	1,660,038
資金調達費用	43,450	30,904
役務取引等収支	83,611	72,696
役務取引等収益	229,568	227,914
役務取引等費用	145,956	155,218
その他の業務収支	10,995	1,721
その他業務収益	11,885	2,922
その他業務費用	890	1,201
業務粗利益	1,827,280	1,703,549
業務粗利益率	1.09	1.02

（注）1.資金調達費用に金銭の信託運用見合費用はありません。
2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

利益率

（単位:%）

	平成28年度	平成29年度
総資産経常利益率	0.41	0.33
総資産当期純利益率	0.45	0.32

（注）総資産経常（当期純）利益率= 経常（当期純）利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 ×100

利鞘

（単位:%）

	平成28年度	平成29年度
資金運用利回	1.06	0.99
資金調達原価率	0.80	0.79
総資金利鞘	0.26	0.20

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
資金運用勘定	167,207	166,957	1,776,123	1,660,038	1.06	0.99
うち貸出金	56,185	55,088	1,132,307	1,050,905	2.01	1.90
うち預け金	50,008	50,266	96,805	78,635	0.19	0.15
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	60,611	61,161	536,169	519,373	0.88	0.84
資金調達勘定	162,142	162,444	43,450	30,904	0.02	0.01
うち預金積金	162,142	162,444	43,446	30,902	0.02	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	—	—	—	—	—	—

（注）1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成28年度0百万円、平成29年度0百万円）を控除して表示しております。
2.資金調達勘定に金銭の信託運用見合額はありません。

受取利息及び支払利息の増減

（単位:千円）

	平成28年度			平成29年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	19,039	△ 85,754	△ 66,715	△ 15,847	△ 100,522	△ 116,369
うち貸出金	△ 7,775	△ 13,462	△ 21,237	△ 20,920	△ 60,482	△ 81,402
うち預け金	△ 5,375	△ 35,323	△ 40,698	403	△ 18,573	△ 18,169
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	32,190	△ 36,969	△ 4,778	4,670	△ 21,467	△ 16,796
支払利息	12	△ 24,796	△ 24,783	57	△ 12,601	△ 12,543
うち預金積金	12	△ 24,796	△ 24,783	57	△ 12,601	△ 12,543
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	—	—	—	—	—	—

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による割合に含めております。

預貸率

（単位:%）

	平成28年度	平成29年度
期末預貸率	35.07	35.07
期中平均預貸率	34.65	33.91

（注）預貸率= 貸出金 / 預金積金+譲渡性預金 ×100

預証率

（単位:%）

	平成28年度	平成29年度
期末預証率	38.53	38.55
期中平均預証率	37.38	37.65

（注）預証率= 有価証券 / 預金積金+譲渡性預金 ×100

預金業務

預金者別預金残高・構成比

（単位:百万円・%）

	平成29年3月末		平成30年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
個人預金	124,895	79.24	125,066	79.49
法人預金	22,280	14.14	22,369	14.22
金融機関預金	88	0.06	139	0.09
公金預金	10,346	6.56	9,768	6.21
合計	157,610	100.00	157,344	100.00

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

（単位:百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末
定期預金	80,531	77,527
固定金利定期預金	80,502	77,490
変動金利定期預金	28	37
その他	—	—

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

（単位:百万円）

	平成28年度	平成29年度
流動性預金	72,856	76,814
うち有利息預金	57,267	60,323
定期性預金	88,620	84,946
うち固定金利定期預金	85,351	82,068
うち変動金利定期預金	28	32
その他	664	682
計	162,142	162,444
譲渡性預金	—	—
合計	162,142	162,444

（注）1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2.定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

（単位:百万円）

	平成28年度	平成29年度
割引手形	262	298
手形貸付	2,741	2,378
証書貸付	51,324	50,477
当座貸越	1,857	1,934
合計	56,185	55,088

会員・会員外別貸出金残高

（単位:百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末
会員貸出金	35,946	36,078
会員外貸出金	19,335	19,106
合計	55,282	55,185

貸出金業種別内訳

（単位:先・百万円・%）

業種	平成29年3月末			平成30年3月末		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	82	1,060	1.9	78	1,000	1.8
農業、林業	9	45	0.1	10	73	0.1
漁業	3	24	0.0	3	23	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	241	4,009	7.3	246	3,461	6.3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	17	0.0	1	35	0.1
運輸業、郵便業	30	1,613	2.9	32	1,563	2.8
卸売業、小売業	142	2,193	4.0	140	2,434	4.4
金融業、保険業	9	471	0.8	8	464	0.9
不動産業	210	8,847	16.0	209	8,881	16.1
物品賃貸業	7	406	0.7	6	480	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	11	84	0.2	11	107	0.2
宿泊業	22	936	1.7	23	1,004	1.8
飲食業	66	646	1.2	69	632	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	47	940	1.7	47	959	1.7
教育、学習支援業	6	24	0.0	7	20	0.0
医療、福祉	38	1,813	3.3	38	2,110	3.8
その他のサービス	72	1,547	2.8	73	1,380	2.5
地方公共団体	9	16,064	29.1	9	15,625	28.3
個人	4,904	14,532	26.3	4,900	14,927	27.1
合計	5,909	55,282	100.0	5,910	55,185	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

（単位:百万円・%）

	平成29年3月末		平成30年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	27,227	49.25	27,306	49.48
運転資金	28,054	50.75	27,878	50.52
合計	55,282	100.00	55,185	100.00

貸出金の担保別内訳

（単位:百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末
当金庫預金積金	959	886
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	13,935	13,951
その他	0	1
計	**14,895**	**14,839**
信用保証協会・信用保険	8,571	9,363
保証	8,879	8,892
信用	22,935	22,089
合計	**55,282**	**55,185**

債務保証見返の担保別内訳

（単位:百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末
当金庫預金積金	29	28
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	169	203
その他	—	—
計	**199**	**232**
信用保証協会・信用保険	1	0
保証	49	58
信用	—	—
合計	**249**	**292**

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

（単位:百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末
貸出金	55,282	55,185
固定金利	46,105	46,111
変動金利	9,177	9,074

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

25ページをご覧ください。

貸出金償却の額

（単位:百万円）

種類	平成28年度	平成29年度
貸出金償却額	16	4

代理貸付残高の内訳

（単位:百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末
信金中央金庫	40	85
日本政策金融公庫	6	4
住宅金融支援機構	2,673	2,212
福祉医療機構	66	39
中小企業基盤整備機構	1	2
商工組合中央金庫	—	—
合計	**2,788**	**2,344**

有価証券の種類別の平均残高

（単位:百万円）

	平成28年度	平成29年度
国　債	8,010	8,011
地方債	45,181	43,340
短期社債	－	－
社　債	1,471	4,061
株　式	9	9
外国証券	5,117	4,967
その他の証券	821	770
合　計	60,611	61,161

有価証券の種類別の残存期間別の残高

（単位:百万円）

	1年以下		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合　計	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国　債	－	1	8,009	8,012	－	－	－	－	－	－	8,009	8,013
地方債	1,992	3,685	15,894	18,989	26,372	19,682	－	－	－	－	44,259	42,357
社　債	317	136	565	554	1,434	4,003	－	－	－	－	2,317	4,694
株　式	－	－	－	－	－	－	－	－	9	9	9	9
外国証券	506	－	4,638	4,655	－	－	－	－	－	－	5,144	4,655
その他の証券	66	0	－	27	－	－	－	－	923	906	989	933

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません。

売買目的有価証券

該当ございません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	
	平成28年度	平成29年度
非上場株式	9	9
合　計	9	9

満期保有目的の債券

（単位:百万円）

	種　類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	—	—	—	—	—	—
	地方債	42,760	44,379	1,619	40,859	42,104	1,245
	社　債	299	303	4	2,499	2,510	10
	その他	4,638	4,871	233	4,655	4,825	169
	小　計	47,698	49,555	1,856	48,015	49,441	1,426
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	7,999	7,915	△ 84	7,999	7,945	△ 54
	地方債	1,498	1,487	△ 11	1,498	1,492	△ 6
	社　債	—	—	—	200	199	△0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小　計	9,498	9,402	△ 95	9,698	9,637	△ 61
合　計		57,196	58,957	1,760	57,713	59,078	1,364

（注）1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。　2.上記の「その他」は、外国証券等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。　4.時価と貸借対照表計上額が同額の有価証券は、「時価が貸借対照表計上額を超えるもの」に含めております。

その他有価証券

（単位:百万円）

	種　類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	—	—	—	—	—	—
	債　券	1,126	1,087	38	1,998	1,969	29
	国　債	9	9	0	13	13	0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社　債	1,116	1,078	38	1,985	1,956	29
	その他	1,495	1,287	208	933	760	173
	小　計	2,621	2,375	246	2,932	2,729	202
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	—	—	—	—	—	—
	債　券	901	903	△ 2	8	8	△0
	国　債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社　債	901	903	△ 2	8	8	△0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小　計	901	903	△ 2	8	8	△0
合　計		3,522	3,278	244	2,941	2,738	202

（注）1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。　2.上記の「その他」は、外国証券等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー誌資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則等に定められた開示項目は以下のページに記載しています。

Ⅰ 信用金庫法施行規則第132条に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ. 事業の組織 …… 11
- ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 …… 11
- ハ. 事務所の名称及び所在地 …… 12

2. 金庫の主要な事業の内容 …… 8

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
- イ. 直近の事業年度における事業の概況 …… 7
- ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
  - (1) 経常収益 …… 8
  - (2) 経常利益又は経常損失 …… 8
  - (3) 当期純利益又は当期純損失 …… 8
  - (4) 出資総額及び出資総口数 …… 8
  - (5) 純資産額 …… 8
  - (6) 総資産額 …… 8
  - (7) 預金積金残高 …… 8
  - (8) 貸出金残高 …… 8
  - (9) 有価証券残高 …… 8
  - (10) 単体自己資本比率 …… 8
  - (11) 出資に対する配当金 …… 8
  - (12) 役員数 …… 8
  - (13) 職員数 …… 8
  - (14) 会員数 …… 8
- ハ. 直近の2事業年度における事業の状況

●主要な業務の状況を示す指標
- (1) 業務粗利益及び業務粗利益率 …… 34
- (2) 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 …… 34
- (3) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 …… 34
- (4) 受取利息及び支払利息の増減 …… 34
- (5) 総資産経常利益率 …… 34
- (6) 総資産当期純利益率 …… 34

●預金に関する指標
- (1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …… 35
- (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 …… 35

●貸出金等に関する指標
- (1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… 36
- (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… 37
- (3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 …… 37
- (4) 使途別の貸出金残高 …… 36
- (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 36
- (6) 預貸率の期末値及び期中平均値 …… 35

●有価証券に関する指標
- (1) 商品有価証券の種類別の平均残高 …… ※1
- (2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高 …… 38
- (3) 有価証券の種類別の平均残高 …… 38
- (4) 預証率の期末値及び期中平均値 …… 35

4. 金庫の事業の運営に関する事項
- イ. リスク管理の体制 …… 19
- ロ. 法令遵守の体制 …… 20
- ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 18
- ニ.「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況 …… 18
- ホ. 金融ADR制度への対応 …… 20

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
- イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… 29～32
- ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
  - (1) 破綻先債権に該当する貸出金 …… 16
  - (2) 延滞債権に該当する貸出金 …… 16
  - (3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 16
  - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 16
- ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 21～28
- ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
  - (1) 有価証券 …… 38
  - (2) 金銭の信託 …… ※1
  - (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引 …… ※1
- ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 25
- ヘ. 貸出金償却の額 …… 37
- ト. 会計監査人の監査を受けている旨 …… 32

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 33

Ⅱ 金融再生法に基づく開示項目

金融再生法開示債権 …… 16

Ⅲ 任意開示項目

1. 概況・組織
- (1) 経営理念・基本方針・当金庫スローガン …… 3
- (2) TOPICS …… 5・6
- (3) 総代会等の概要 …… 9
- (4) 当金庫のあゆみ …… 15
- (5) 業務のご案内 …… 13・14

2. 損益等に関する指標
- 利鞘 …… 34

3. 預金に関する指標
- 預金者別預金残高・構成比 …… 35

4. 貸出金等に関する指標
- (1) 会員・会員外別貸出金残高 …… 36
- (2) 代理貸付残高の内訳 …… 37

※1.該当ございません。

DATE 伊達信用金庫

発行／平成30年7月　企画／伊達信用金庫　総務グループ
〈ホームページ URL〉https://dateshin.jp/
〈Facebook URL〉https://www.facebook.com/dateshinkin/